

漁業におけるその他の乗物を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	9～10	沖約3キロの海上で底置網漁中に、船から転落し、付近の海上でうつ伏せで浮かんでいるのを捜索中の漁船に発見された。	59	1～9
1	10～11	定置網切揚げ作業中、前ドラムをゆっくり巻いていたが、ロープを張りすぎて、ロープに跳ねられロープとロープの間に左手を挟まれて負傷した。	68	—
2	7・8	刺網漁業に漁夫として従事している。その日は漁港内にて、甲板を洗い流す作業中、足元が滑り転倒した際に、船のへりに顔面を強打し鼻を負傷した。	30	1～9
2	9・10	交差点で右折の矢印が出たので少し前に出た時右側より救急車が来たので止まった時、後ろから強い衝撃があり追突された。ガクンと体が前のめりになり、しばらく動けなかった。車の移動時ガタガタと騒音と振動があり、後頭部に違和感を感じた。警察には連絡したが、救急車は呼ばなかった。	74	1～9
3	17・18	船上で大敷網の網揚げ作業をしている時に、ロープを船首のビットに引っ掛けての作業中、大きく船が揺れてビットに引っ掛けているロープが外れ、そのロープと船体の縁に足を挟まれ、海へ転落した。	56	10～29
4	11～12	甲板員である本人は、ホタテ稚貝放流後の帰港接岸中に、カゴを船から降ろそうとしたとき、誤ってカゴを持ったまま岸壁と船体の間にカゴが挟まり、左手薬指を損傷した。	32	100～299
4	9～10	漁場に於いて、船上で網の入れ替え作業中、ワイヤーロープをドラムで引き揚げていたところ、船尾の角に引っかかっていたのが外れ、不意に張ったワイヤーロープが船上の被災者の左膝に直撃し、その衝撃で後方へしりもちをついた。	66	10～29
		沖で網揚げをするため、ロープ2本を船首にある左右のローラーで引き揚げた時、		

4	16~ 17	ロープがねじれて揚がってきた。当事者が左右ローラーの真中に立って、それぞれ引き揚げるようにロープのねじれを確認しながら片方ずつ巻き取れるよう合図していた。その際に左側の木製やり出しについているローラーの軸の辺りから先の内側が折れ、そのままやり出しの部分が当事者の左足を直撃した。ただちに網揚げを中止してロープに浮を付け放し、そのまま帰港した。	46	1~ 9
5	5~6	網起こし作業中に足を滑らせ転倒し、ドラムに左肋骨を打ちつけ、さらに左手首と左膝を床に打ちつけて打撲し、作業困難となった。	26	10 ~ 29
7	10~11	17tにて網入れ作業中、ブリッジ横にあるドラムにて網を捲き揚げていたところロープがはじけた勢いで船体タツが抜け、そのタツが勢いよく右腕に当たり負傷。直ちに作業を中止した。	21	1~ 9
7	14~15	庭の手入作業中に、電動バリカンで植木の刈込み作業中に、誤って左手、人差指の先を、切ってしまった。	70	1~ 9
7	4~5	RC造建物解体現場で、脚立にて、換気口枠を撤去中バランスを崩し、脚立から転落し左足かかとを骨折。	27	30 ~ 49
7	4~5	網揚げ中、ドラムに誤って右手を置いたままスイッチを入れ、巻き込まれ約3回転して負傷した。	76	10 ~ 29
7	4~5	A船からB船に渡るときに、波が突然来て、B船がA船から離れ、飛び移るときに波の影響でバランスを崩し、海に落下した。その際に手を船に着き、肩を捻じらせた。	34	1~ 9
9	22~ 23	本人が乗り移ろうとした際、思いがけない波の影響で船が大きく揺れ動いた為、バランスを崩して転倒し腰を痛めた。	42	30 ~ 49
10	8~9	本人は、サケ定置網漁業に従事している。荷揚げ中、船の漁槽内に降りようとした際に足を滑らせ転倒してしまい、左肩を強打し受傷した。受傷後、様子を見て	73	1~ 9

		いたが痛みが強くなってきた。左肩腱板断裂と診断された。		
10	10~ 11	ししゃも漁業操業中、洋上にて網上げ作業中、Vローラ（巻き取り機）に、上の合羽が巻き込まれてしまい胸を圧迫されて負傷した。	49	1~ 9
10	11~ 12	さけ定置漁業に従事している者で、漁船を係船し、甲板上を掃除していた際、魚倉のフタが1枚開いていたことに気付かず、そのまま魚倉内に転落したものの。	59	10 ~ 29
10	6~7	定置網の修理のために漁場でロープの補修を行い終了後、本船に乗り作業船が当たらないようにロープを調整中に、本船のピットとロープの間に挟み、左手親指を負傷する。	67	1~ 9
11	5~6	受傷者は刺網漁船の乗組員で、投網作業中に船が波を受け、大きく揺れた際に体勢を崩し転倒し頭部を強打し負傷した。意識が朦朧としていた事から、すぐに帰港を開始し、入港後すぐに救急車で病院へ搬送された。	58	1~ 9
11	8~9	シラス漁の為出港した。網を投入前に海に転落した。ロープの浮けに?まっていたが、ロープが急に締まり指を欠損した。	61	1~ 9
12	9~10	ウニ潜水作業をしている際、船でエンジントラブルが起こった。船の操縦が効かなくなり、流されていった。危険だと判断し、潜水士を浮上させようと試みていたが、船に上がるためのハシゴが岩礁にぶつかり壊れてしまった。乗組員が潜水士を支えているが引き上げられていなかったため、ブリッジから出て手伝いに向かった。3人で上げようとしていたが上がらず、エンジンを止めてくるよう指示を出した。2人で支えていたときに大きく船が揺れ、海中へ転落した。	71	1~ 9
12	14~15	漁船で操業中、中甲板（作業場）で漁獲物の選別作業中に魚箱を取ろうと腕を伸ばしたところ体勢を崩し、誤って魚艙に転落し、肩を中段板に激突させ負傷した（中甲板から1.5m下に転落）。	36	10 ~ 29

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)